

港区基本構想



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。





私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日


港区

港区

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25 TEL 03-3578-2111 (代) FAX 03-3578-2034 <http://www.city.minato.tokyo.jp>

 区の木 ハナミズキ ■ミズキ科 北米原産 外来種 落葉広葉樹	 区の花 アジサイ ■ユキノシタ科 日本（関東南部）原産 落葉広葉樹 1.5~2.0m	 バラ ■バラ科 日本、中国、欧州原産 常緑落葉低木つる
 港区のマークは、昭和24年7月30日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、単純化したものです。		

 古紙含有率100%
白色度85%再生紙を使用しています。

 港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

刊行物発行番号14073-1541

港区基本構想

やすらぎある世界都心・MINATO

港区

やすらぎある世界都心・MINATO

港区基本構想

目次

第1章 新たな基本構想の策定	2
I 基本構想策定の背景	2
II 基本構想の理念と役割	4
第2章 港区の将来像	6
第3章 施策の方向	10
I かがやくまち（街づくり・環境）	10
1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる	10
2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる	12
II にぎわうまち（コミュニティ・産業）	14
1 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる	14
2 港区からブランド性ある産業・文化を発信する	16
III はぐくむまち（福祉・保健・教育）	18
1 明日の港区を支える子どもたちを育む	18
2 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	20
第4章 実現をめざして	22
資料	24



港区長
高橋 敬美

ご挨拶

港区は、平成2年に、21世紀初頭を展望した港区基本構想を策定し、定住人口確保を区政の最重要課題として、計画的な区政運営に努めてまいりました。

さまざまな定住人口確保の施策や地価の下落等の環境変化も加わり、港区においては人口回帰の兆しが見られます。過去の急激な人口の減少や少子高齢化を主要因として、既成のコミュニティが活力を失ってきたといわれる中で、コミュニティをどのように再生していくかが、今後の大きな課題となっています。

さらに、少子・高齢化、高度情報化、国際化等の一層の進展や都区制度改革、地方分権推進など、区を取り巻くさまざまな課題に先見性を持って的確に 대응していくことが必要となったため、21世紀を展望した新たな基本構想を策定することとしました。

平成13年6月に、「港区基本構想審議会」に諮問し、区民、区議会議員、学識経験者による活発な審議を行ない、平成14年4月に答申をいただきました。

その後、区として基本構想案をまとめ、議会に提案し、議決をいただきましたのが、この港区基本構想です。

「やすらぎある世界都心・MINATO」を新たな港区の将来像として掲げました。21世紀の港区は、まちづくり、環境、福祉、教育などあらゆる分野で世界に誇れる水準の高い行政サービスをめざします。このため、私は、区民の皆さんとのパートナーシップを一層強化し、職員と一丸となって将来像の実現に取り組んでまいります。

最後に、基本構想の策定にあたり、長期間ご審議をいただいた基本構想審議会の委員の方々、ご意見をお寄せいただいた区民の方々のご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成14年12月

MINATO

第1章 新たな基本構想の策定

I 基本構想策定の背景

港区は多くの歴史を刻み、伝統を受け継ぎながら、首都東京の原動力として成長してきました。

しかし、東京への一極集中が進む中で、昭和60年代、地価の高騰や業務立地化が進行し、人口が急速に減少しました。

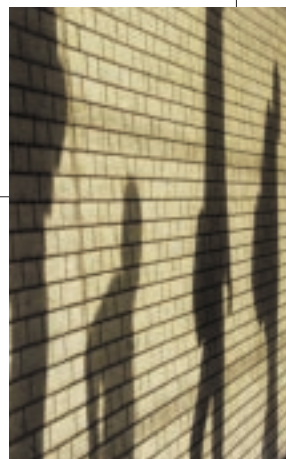
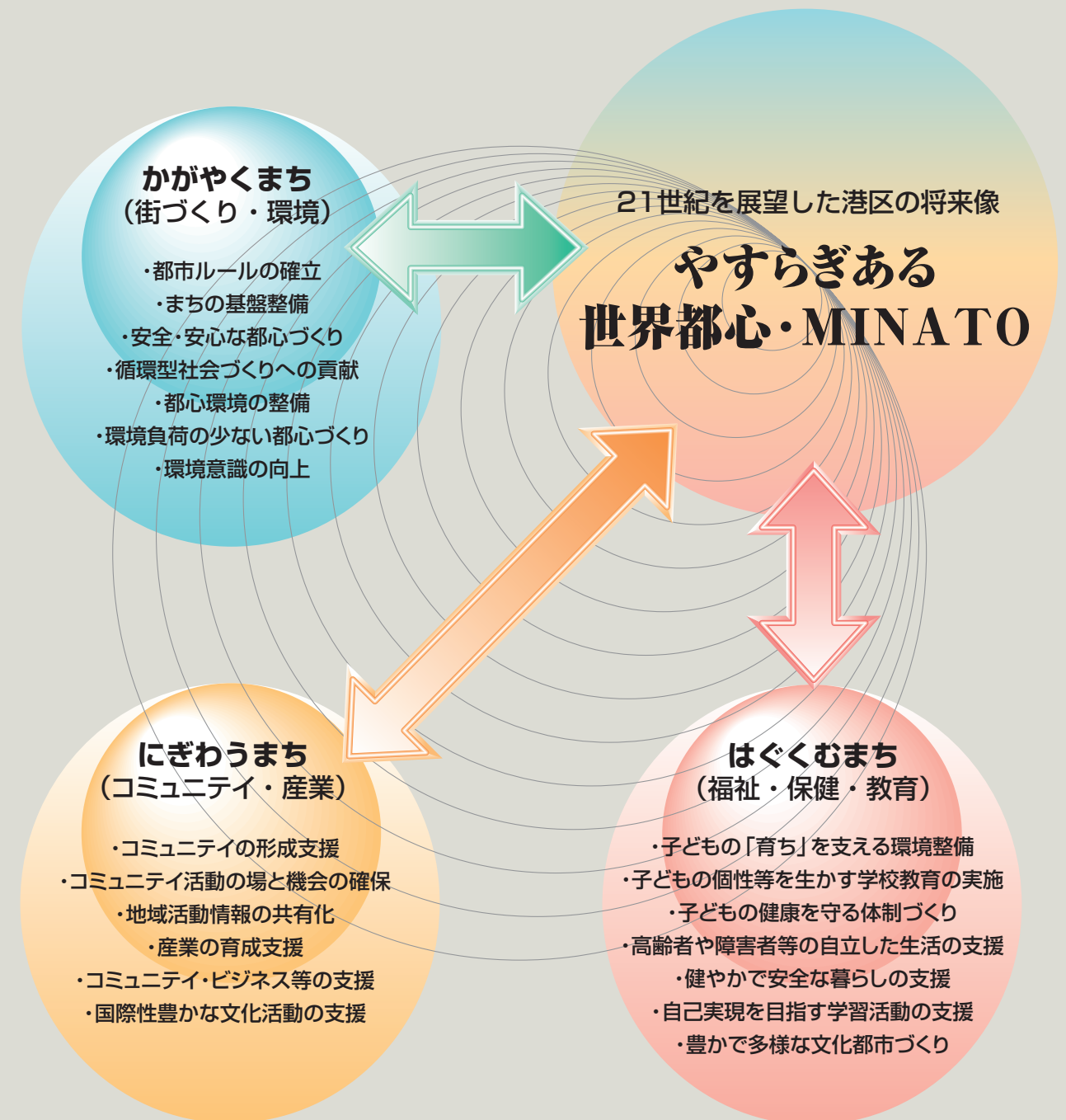
このため、港区は平成2年「住みつけられるまち・港区」を目標に、第2次港区基本構想を策定し、さまざまな定住人口確保のための施策を講じてきました。都心地域における地価下落等の環境変化も加わった結果、港区には、人口回帰の兆しが見られるようになりました。

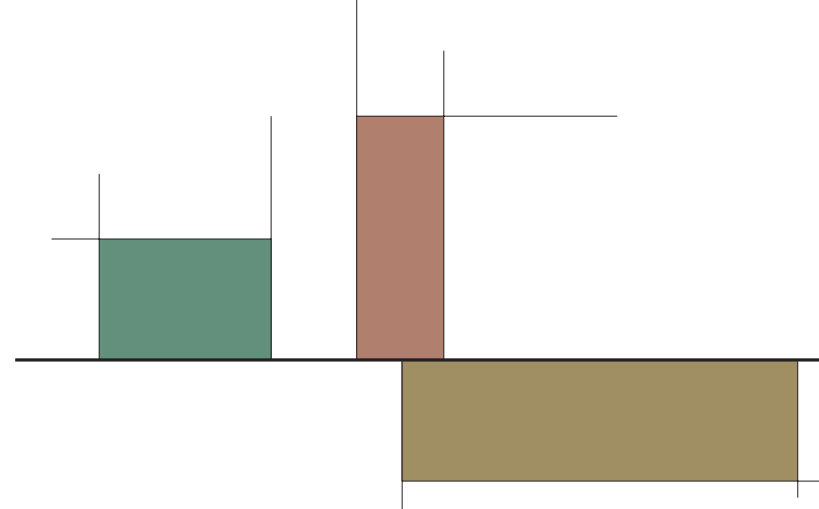
他にも港区を取り巻く環境には大きな変化が見られます。長引く不況によって、区民生活は多くの影響を受けています。一方、ITを中心とした高度情報化の進行には目覚ましいものがあります。国際化の進展ともあいまって、社会の各分野においてボーダレス化が進み、港区は今や世界の情報発信の拠点としての役割を担っています。また価値観の多様化、家族形態の変化、とりわけ少子・高齢化は人びとの生活に多くの影響をもたらしています。介護保険制度の導入も社会に大きな変化を与えました。

さらに、平成12年4月実現した都区制度改革は、基礎的自治体としての特別区の役割を増加させるとともに、地方分権の推進とあいまって、区が今や自治体間競争の時代に入ったことを示しています。

このような環境変化を背景に、新たな時代に対応した港区のあるべき姿とそれに至る道筋を描くために、新たな基本構想を策定します。

港区基本構想がめざす将来像





II 基本構想の理念と役割

1 基本構想の理念

この基本構想の理念は、平成2年策定の「東京都港区基本構想」の理念を継承しつつ、新たな時代の幕開けにふさわしい次の3つとします。

① 人間性を尊重します

港区に住む人をはじめ、働く人、学ぶ人など誰もが人として尊ばれ、かつ平等に生活できるようつとめます。

また、性や国籍の違いをこえて、基本的人権が守られる地域社会をつくります。

② 自立した地方自治をめざします

地方主権の時代にふさわしい、自主自立した自治体としての責任を果たします。そのため、あらゆる区民との協働・共存をめざした新たなネットワーク社会を形成し、創造的な地方自治にとりくみます。

③ 都心区としての責任を果たします

高密度化された都心居住には、おのずと責任がともないます。個の利益から共同の利益へ、地域・企業・行政がそれぞれの役割と責任に応じ貢献できる仕組みづくりにつとめます。

また、世界都心としての役割を担うとともに、港区を支える多くの地方とさまざまな問題を共有します。

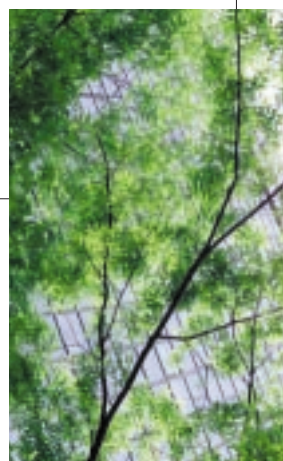
2 基本構想の役割

この基本構想は、今後10年ないし15年後を展望し、目標とすべき港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示すものです。

また、激動する都心区としての変化を的確にとらえ、計画的に区政運営を進めるにあたっての指針となるべきものです。

港区は、この基本構想に基づき全ての施策を総合的かつ体系的に推進していきます。区民ならびに区内で活動するあらゆる人びとも、地域社会の一員としてここに掲げる基本構想の趣旨を理解し等しく責任を果たすことが求められます。

また、国や東京都その他関連機関においても、港区がめざす将来像にむけた取り組みについて協力されるよう要請します。



やすらぎある世界都心・

21世紀という新しい世紀の下で、港区に住み、働き、学ぶ人、そしてそこに集う人びとにとって、港区への期待は限りなく大きなものとなっています。港区の担う役割が限りなく大きなものであっても、それに応えるだけの可能性に満ちているのが港区です。

(1) 港区ならではの特徴

港区は、先進国でいちばん大きな都市圏を持った東京の都心として、歴史的にも、また、都市活動においても、常に我が国の発展と歩みとともにしてきました。

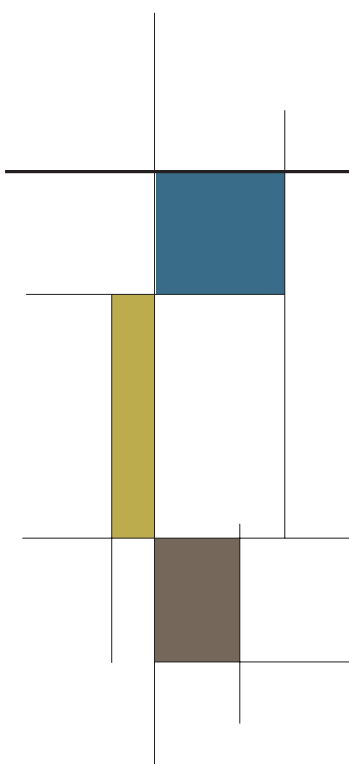
港区には陸・海・空の数多くの交通網が通じています。区内のほとんどの地域が地下鉄駅への10分歩行圏内であることに加え、新設される新幹線・品川駅によって、各地域が直接に全国と結ばれようとしています。また、東京港は国際物流の要となっています。そして羽田空港へはモノレールや鉄道等で結ばれ、成田空港にもつながります。区内のどの地域からも、全世界へ簡単に飛び立てるのです。

このような港区の利点は、港区を他に類を見ない国際的な地域として育てました。60有余の大使館があるだけでなく、国際的にも屈指のビジネスセンターであるとともに、国際的に活躍する人びとのコスモポリタン・ホームタウンとなってきました。港区は、いわば世界の最先端の動きに接している場所であり、しかも港区発の情報が世界に発信されてきました。

このような多様性にすぐれた都市環境を備えていることに加え、港区は、便利さ、快適さ、安全性、さらには行政サービスの水準の高さなどで常に人びとの住みたい地域でありつづけてきました。それが、21世紀という新たな世紀の節目のなかで、ますます重要性を増してきました。



MI MI NA NA TO TO

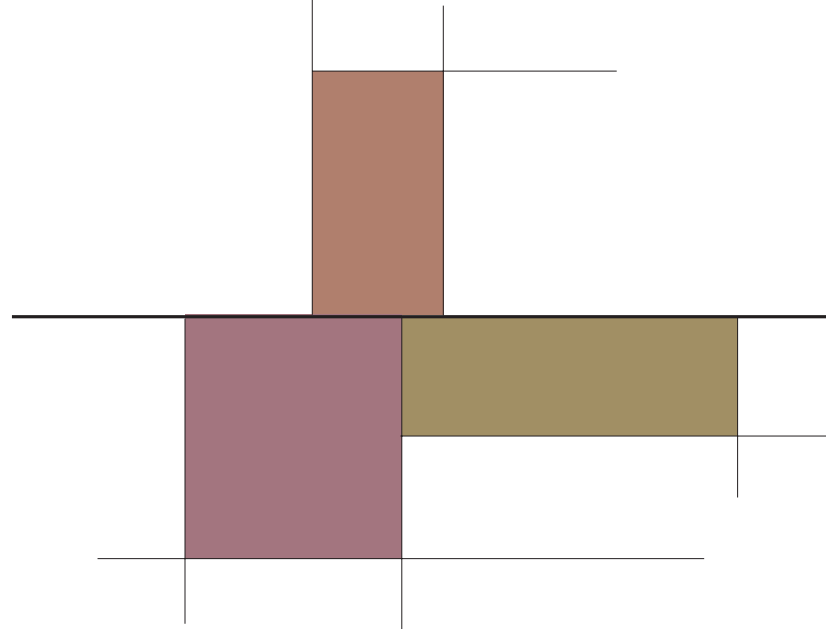


(2) 21世紀の課題

21世紀になり、さまざまな課題が課せられています。バブル経済の崩壊以来10年が経ち、経済活力の回復が依然として叫ばれています。環境問題については、人類がいかに自然と共生し、また省資源・省エネルギー型の都市生活を送っていくことができるのかが問われています。技術革新によって生み出されるさまざまな情報化のメリットが都市空間と生活や活動にどれだけ生かされるのか、期待と不安が交錯しています。また、グローバル化*によって、人びとの交流にも国境がなくなってきました。

21世紀が20世紀と大きく異なるのはストックの活用にあると言われています。成熟社会*になると、人口成長が止まり、経済の勢いもなくなってきます。今までのように、造っては壊すというスクラップ・アンド・ビルドという方式が有効でなくなり、今あるものをどう使うか、その工夫に活路を見出すことが必要となります。さらに、成熟社会では、少子高齢化という新しい人口構成が、今までとは異なった社会の運営を求めはじめます。子どもを育む機会と場の創出、高齢者・障害者などの社会参加を実現するノーマライゼーションなど、多様な人びとがそれぞれ主体性をもって行動する相互互恵の発想が不可欠な社会となります。

*グローバル化 (Globalization) : 情報・通信技術の発達等により、社会経済活動が国境を越えて進展していくこと。
*成熟社会 : 少子・高齢化の進展等により、社会の活力や経済の成長が鈍化する中で、新たな開発よりも、既存のストック (蓄積) を生かしながら多様な生活の実現をめざす社会のこと。



(3) 港区の将来像の実現

港区の将来にとって、まず重要なことは、新しい社会に対応した新たなコミュニティをどのようにつくっていくかということです。過去の急激な人口減少や少子高齢化を主要因として、既成のコミュニティは活力を失ってきました。しかし、人口が回復してきているなかで、コミュニティの再生を進めるためには、在来の住民だけではなく、新たな住民、外国人などの新しい構成員を加えることも重要です。多様な人びとがいきいきと暮らせる都市のルールをつくり、それを人びとのパートナーシップの下で実現することにより、魅力的で活力のある社会をつくることができます。安全で安心、しかも緑や水辺環境の備わった住環境の下で、業務・商業、文化、そして居住がうまく調和した都心コミュニティを実現します。

さらに、さまざまな企業を地域の中で定着させ、しかも活力を生み出す原動力とするためには、産業行政や都市計画行政の連動が重要です。また、商店街の再生を積極的に支援します。

また、環境問題解決の港区モデルを現実のものとしなければなりません。ウォーターフロントに代表される水辺の再開発・整備や、できるだけ自動車に依存しない、環境に配慮したまちづくりを進めます。

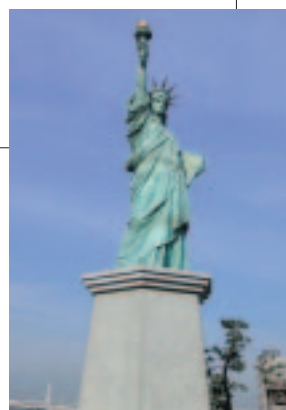
そして、港区がこれからも魅力ある都心区でありつづけるために、子どもや高齢者・障害者への配慮、福祉や保健・医療の充実した社会を実現します。その際、心豊かで健康な社会を築くためには、予防だ

けでなく、積極的に健康を増進させるためのサービスを推進します。また、生涯学習、あるいは文化資源の活用こそが人びとの生活を豊かにし、人材育成にもつながることを忘れてはいけません。さらには、観光産業を含めたエンターテインメント機能の拡充とともに、港区に散在する歴史的・文化的資源を生かすことによって、これからの地域の活性化を現実のものとしします。

21世紀の港区は、まちづくり、産業振興、環境共生、福祉・健康、そして子どもから高齢者・障害者のケアまで、すべてがグローバル・スタンダード*のやすらぎある都心コミュニティ「MINATO」ブランドを全地球に発信するのです。



*グローバル・スタンダード (Global Standard) : 国際標準、世界基準。世界に通用する仕組みのこと。
港区のグローバル・スタンダードは、都市の多様性や文化の違いを認めつつ、港区特有の文化や街、さらには人々を大切にいくことです。



第3章 施策の方向

I かがやくまち（街づくり・環境）

1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる

(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する

子どもからお年寄りまで、また、新たな住民や外国人も含めて、地域の誰もが港区のコミュニティの一員となって、お互いを尊重しながらいきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。マンションや事務所ビルの開発の際には、事業者は地域への貢献を積極的に図ります。地域の中でも新しいものを積極的に受け入れ、まちの持続的なレベルアップを図ります。都心居住や都心の利用には責任と義務を伴うことを皆が学びながら、住まい方、空間づくり、開発方法に関して新しい都市のルールを確立していきます。

(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる

港区の魅力は、職と住が近接してゆとりある生活ができ、さまざまな文化や情報に触れられる点にあります。そうした魅力をさらに高めるために、民間と行政が協力し、都心居住を進め都心生活の舞台をつくっていきます。公共施設の配置や再配置等も、利用者の利便や効率性を踏まえ地域を超えて行います。個性豊かな歴史と文化を継承するとともに、水辺や緑、坂や街路などの優れた景観の保全・創出につとめます。バリアのない、人びとの暮らしをサポートする舞台づくりにも積極的に取り組みます。

(3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

港区には多くの外国人が暮らし、大使館や外資系企業なども数多く立地しています。こうした海外に開かれた「港」であることに誇りを



もって世界に通用する都心文化をはぐくみ、その情報を発信していきます。また、港区は東京の都心でもあることから、アジアや世界の諸都市との国際競争にも対応できる都心機能を支える基盤の整備や市街地の再生を促していきます。その際、伝統的なものと現代的なものと調和した景観づくりに努め、国際文化の形成に貢献します。

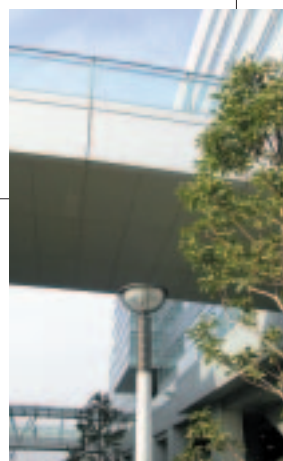
(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる

港区には更新期を迎える多数の建物や公共施設等があり、大地震の際の危険性を多数抱えています。地下室への浸水や河川の溢水といった都市型水害に対する備えも必要です。都市型犯罪やテロへの備えも新たな課題となっています。これらに対しては、継続的にリスク情報の把握に努めるとともに、その開示を進め、行政・事業者・地域コミュニティが連携して危険性の軽減に取り組んでいきます。また、都市の危機に際しても早期の回復が図れるような都市基盤やライフラインの整備に取り組みます。

(5) 住民、事業者、行政の多層的なパートナーシップでまちをつくる

まちづくりに関する情報の共有を図ることを基本としながら、誰もが主人公となってまちづくりを進めるためのしくみを整備します。事業段階でのアセスメントのみならず、計画段階・政策づくりの段階においてもさまざまなチャンネルを通して広く意見を反映することに努めます。一方で、手続の簡素化や運用基準の見直し等によって、地域に貢献する良質なプロジェクトの誘導を図ります。これらを通して港区という貴重な空間を次の世代に引き継ぐことができるよう、持続可能な街づくり※に取り組めます。

※持続可能な街づくり：環境保全と長期的な発展が両立する街づくりのこと。





2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる

(1) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める

都心機能が集中する港区では、事業系ごみや建築廃材の削減・再利用が大きな課題となっています。そこで、経済的手法も含めたさまざまな方法によってそれらを促すしくみづくりを充実して循環型社会づくりに貢献するとともに、拡大生産者責任[※]を明らかにし、社会に貢献することが事業者のメリットにもなるシステムの構築をサポートします。区民も、町会や自治会、NPO[※]等の活動を通してごみの発生抑制・再利用・リサイクルに取り組みます。これらの取り組みを通じ、新たなビジネスチャンスが生み出されることも支援していきます。

(2) 緑や水辺を保全・創造し人や生物にやさしい都心環境をつくる

区内に多く残された緑や水辺は、都心環境の魅力を増進するうえで貴重な財産になっていることを自覚し、その保全・創出に努めるとともに、誰もがそこに近づき自然と親しめるよう働きかけていきます。主要道路の沿道緑化を進めるとともに、屋上緑化や壁面緑化、浸透性の高い道路やビオトープ[※]づくりなどによって、環境にやさしいまちをつくり出します。これらを通して、水鳥や野鳥が飛来し、いつも新鮮な空気が吸える共生都心をつくります。

(3) 自動車への依存を減らし、環境負荷の少ない都心づくりを進める

港区に集積する諸機能はヒートアイランド現象[※]や地球温暖化の原因になっていることの責任の自覚を各主体に促し、さまざまな手段・方法を通じて環境負荷の軽減に取り組みます。新たな交通手段の導入・活用も含めた公共交通網の整備をさらに充実し、できるだけ自動車に依存しない都心づくりをめざします。ノー・カーズンやノー・カーデーの設定にも取り組みます。さらには、通過交通量の低減に向けた取り組みを関係機関に要請します。また、自然エネルギーの導入を推進するとともに、街区全体の整備にあたっては地域冷暖房の普及等を促し、自律的な地域づくりをめざします。

(4) 環境に対する意識を高め行動する

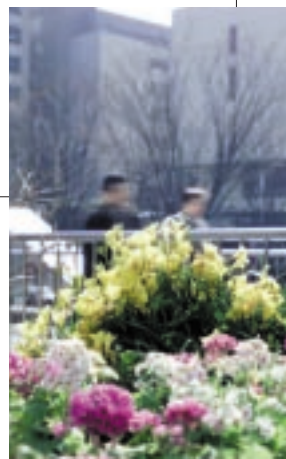
環境は、一人ひとりの生活や活動の結果つくられるものです。そこで、「港区版環境ISO」を設定して、区民・事業者・行政それぞれが環境にやさしい都心づくりを進める指針とします。また、繁華街や商店街、住宅地といった地域ごとにさまざまなパートナーシップを組んで環境先進都心づくりを実践します。そのため、区民、事業者などと協力し、環境を守る基金などのしくみを創設します。区内の小中学校でも環境学習を積極的に取り入れ、実践活動を通して地域を愛する区民を育てていきます。

※**拡大生産者責任**：製品の製造者は、製品の性能だけでなく、その製品の生産から廃棄までに及ぼす環境影響に対して責任を負うべきとの考え方のこと。

※**NPO**：Nonprofit Organization。市民（区民）が行う自由な社会貢献活動として、営利を目的としない民間組織のこと。ここでは、特定非営利活動促進法（平成10年3月公布）に基づく団体を指す。

※**ビオトープ**：安定した環境を持つ野生生物の生息空間のこと。Bio（生物）とTope（場所）の合成語。

※**ヒートアイランド現象**：都市部に局地的な高温域が生ずる現象のこと。





Ⅱ にぎわうまち（コミュニティ・産業）

1 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる

(1) まちづくりを進めるコミュニティを形成する

多様な地域特性の中で多くの課題を抱える港区にこそ、自らの地域の課題を解決していくコミュニティの存在が必要です。

地域住民が合議して決めたことは、その地域で有効なルールとなるよう検討します。また、災害が発生した場合に、住民・在勤者等や企業が相互に協力して救援活動を行うなど、既存の町会・自治会に加えて新たな任意の連携組織をつくるなどの施策も進めていきます。

さらに、エコマネー（地域通貨）[※] や地域美化アドプト制度[※] の検討等により、コミュニティを形成するための新たな取り組みを支援します。

(2) 多様なコミュニティの構築を支援する

港区には、多様な能力を持った多くの区民や在勤者がいることから、これらの人びととの連携を一層強化し、その力をコミュニティの形成に生かすことが重要です。

地域単位での新たなコミュニティの形成、まちづくり協議会や地元商店街への企業の参加要請により、多様なコミュニティの構築を支援していきます。

(3) コミュニティ活動のための多様な場と機会を確保する

コミュニティ活動には場や機会の存在が欠かせません。その活動の場を提供し、多様な価値観や個人々の事情の違いを認め合えるコミュニティの形成を支援します。

例えば、公共空間や未利用区有スペースの開放、集会スペースの確

保、多様な人びとが参加しやすいイベントの開催などの施策を実行していきます。

(4) コミュニティの形成を進める人材や組織の育成を支援する

港区では、数多くの意欲的なボランティア団体やNPOが活動しており、地域の活性化を支えています。

これらの活動を支える人材や組織を育てるために、積極的な支援を行い、活躍の場をつくっていきます。また、小中学生の時からコミュニティに関する教育と実践、在勤者等も含めた専門分野の知識・経験を生かせる仕組みづくり、地域の先生登録制度などの施策を一層推進します。

(5) 地域活動情報を共有化する

港区の地域的な情報を一元的に収集できる場がほしいという要望が数多くあります。そこで、既存の媒体と併せITによる地域情報化、情報の共有化を推進します。

例えば、地域活動情報の共有化や活動主体間の連絡機会を増やし、コミュニティに関する情報の流通を促進します。24時間利用可能な電子掲示板[※] や双方向の情報交換が可能なメーリングリスト[※] などによる情報の共有化を推進します。

※**エコマネー（地域通貨）**：環境美化や高齢者介護などの活動を行うとポイントに置換され、地域の商品やサービスと交換・流通できる方式のこと。

※**地域美化アドプト制度**：市民が具体的な対象地域を定め、団体名を明らかにして河川清掃や街路清掃などの美化活動を行うことを宣言し実践する仕組みのこと。英語のadopt（＝養子を取る）という言葉を使って、アメリカで始まった美化活動の仕組み。

※**電子掲示板**：コンピュータ・ネットワークを利用し、掲示板のように自由にメッセージを書き込んだり、読んだりして情報交換できるシステムのこと。

※**メーリングリスト**：それぞれの話題に関心がある人たちの電子メールのアドレスに、一斉に同一内容のメールを送ることができるシステムのこと。



2 港区からブランド性ある産業・文化を発信する

(1) 世界をリードする産業が活躍する場をつくる

港区には多くの先端産業が集積しています。この集積を生かし、より活力を高めるための施策を展開します。

ソフト産業誘致や若い世代の流入の誘導、IT関連のインフラ整備、世界最新のオフィス環境の整備、区内の大学・異業種間交流などを生かしたグローバルで先端的なビジネスの展開、福祉産業や環境産業の育成などを支援していきます。

(2) ベンチャー企業やコミュニティ・ビジネスを支援する

港区では、実力があり、時代の先端を行く中小企業が数多く育っています。

専門的で小回りの効く中小企業のメリットが発揮できる環境を整備し、コミュニティ・ビジネス※の育成を支援していきます。

中小企業全体の競争力のアップを図るためのネットワークの構築、伝統産業とハイテクとの融合の模索、後継者の育成や操業環境の整備などによる地場産業の育成、環境マネジメントシステム※の導入などに努めていきます。

(3) 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する

港区には特色ある商店街も数多くありますが、構造変化を迫られている所も少なくありません。そこで、商店街を中心とした地域振興の仕組みを導入します。

例えば、商店街を特徴づける商品開発を行いブランドをつけて売り出す、また、「登竜門」のようなイベントの開催なども検討します。さらに、老舗の活用、イメージの統一化、歴史的・文化的資源の活用

による個性ある商店街の形成、空き店舗を活用したインフォメーションセンター・休める場所・インターネットを活用して情報を収集できる場所の設置などの施策を推進していきます。

(4) アーバンツーリズム（都市観光）の展開を支援する

港区内には歴史的・文化的資源が豊富にあるとともに、先端的な企業や、多くの関心と呼ぶ再開発が進んだ地区がたくさんあります。これらを融合した港区ならではの観光ルートの開発や観光産業の育成を支援します。歴史的に古い価値あるものと新しい産業や先駆的再開発をとともに見学できる港区独特の観光ルートづくり、地元住民と来訪者との地域の歴史・文化・芸術・まちをもとにした交流などにより、アーバンツーリズムの展開を支援します。また、そのためにも、再開発の地域と周辺商店街や街をうまく調和させます。

(5) 世界に発信できる国際性豊かな文化活動を支援する

港区には大使館や国際的な活動を行っている企業、NPO等が数多く立地しています。この集積を生かし、国際性豊かな文化活動を支援します。

在勤者等も含めた文化活動の支援、各種文化関連団体の連携の強化、若い芸術家の育成、自主的な文化支援サークルづくりを通じた文化活動支援のネットワークの構築、ストリートミュージシャンなどがそこで自己実現のチャンスが得られるような場の設定などの施策を推進します。また、伝統的文化と先端的文化がお互いに結び合えるような、新たな場の創造に努めていきます。

※コミュニティ・ビジネス：住民主体の地域密着型小事業。コミュニティが必要とする事業（高齢者配食サービスから町おこし事業まで内容は様々）を営利目的だけに偏らず、きめ細かく継続的に提供する事業のこと。
※環境マネジメントシステム：環境への負荷を自主的かつ継続的に低減していく経営手法のこと。





Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育）

1 明日の港区を支える子どもたちを育む

(1) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つためには、子ども自身の可能性・自主性を尊重し、子どもの主体的権利に配慮するという、いわゆる「子育て」の視点を持つことが大切です。また、子育て家庭における養育環境を整えることは、家族を含む人間関係基盤を確固たるものとし、豊かな家庭生活・社会体験の機会を確保していくこととなります。そのためには、子育ての支援と従来からの保育行政などに代表される子育ての支援が「子ども」を軸として総合化され、横断的に取り組まれることが必要です。

都心・港区の特性を踏まえ、「家庭－学校－地域社会」の複層的な関わりを充実させるために、関連機関・部署が積極的に連携し、課題解決に取り組めます。子どもに対するいじめや虐待を未然に予防し、子どもの権利擁護のシステムの構築を進めます。

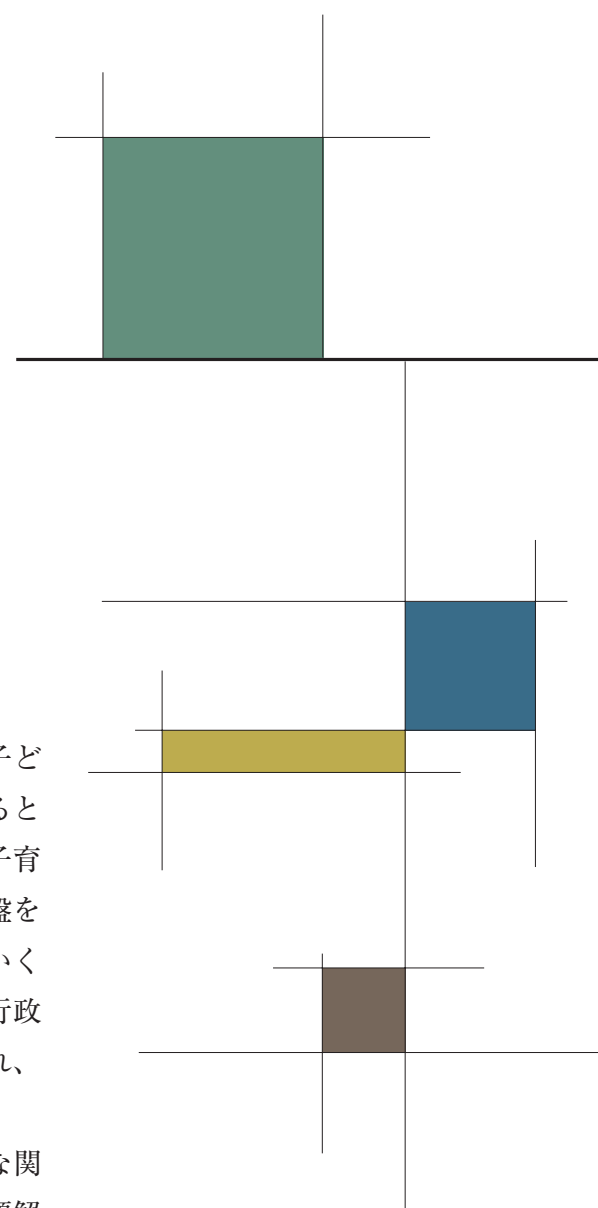
また、地域の民生・児童委員やNPO等の自主的な活動を支援し、子どもの養育環境整備に必要な公共と民間が協働した、幅広い子ども家庭支援ネットワーク体制を構築します。

(2) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

学校は知識や技能を身につけるだけでなく、人間関係を学び、生きる力を育む場です。このため、子どもに係る学校教育行政と福祉行政との横断的協力、さらには地域社会との関わりが大切です。

学校教育においては、子ども一人ひとりの発達や理解の違いや特性・個性を個別的に捉え、伸ばしていくよう教育環境の整備に努めます。

また、地域で暮らしている高齢者や、都心の事業所・商店等で働く



人たちなど多様な人材、歴史的・文化的資源等を生かし、港区にふさわしい個性的な学校づくりに努めます。子どもが地域と交流する場として高齢者福祉施設等を活用します。

(3) 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

若い世代が安心して子を産み、育てるためには、区、事業者、地域社会等が連携した総合的な施策推進・環境づくりが不可欠です。

男女平等参画社会が進む中での家族機能の変化、女性の就労や社会参加等によって発生する保育ニーズに的確に対応する必要があります。このため、都心の地域特性を踏まえ、休日・夜間保育など多様なサービス形態の確保・充実を推進します。

また、幼稚園の望ましい教育環境の整備を進め、新たな統合化された児童施設を検討します。さらには幼稚園と保育園の機能を充実し、区民が多様な選択ができるよう努めます。若い世代が、夢と希望を持ち、地域社会とともに子育てができるネットワークを構築します。

(4) 子どもの健康を守る体制をつくる

乳幼児とその親の健康を守ることは、その後の子どもの健やかな成長のために不可欠です。とりわけ、乳幼児期の子どもを持つ親に対しては、身体面のみならず、精神面でのサポートが大切です。

このため、生涯にわたる区民の健康づくりのスタートの観点から都心にふさわしい保健所・学校保健・小児医療機関等との連携システムを構築します。

また、健康づくりの観点から食生活面を含め、乳幼児期特有の情報提供や健康な生活習慣の醸成にも取り組めます。





2 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する

(1) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する

すべての区民にとって、心豊かで健やかに暮らすことや、高齢になっても、障害を持った場合でも、活力と希望を持って、生涯を通じて港区で安心して、できる限り自立して暮らすことが共通の願いです。区民のライフステージに応じそれぞれが選択し利用する、多様で柔軟な福祉サービス供給体制の確保・整備を進めます。介護を必要とする高齢者や障害者等の都心居住を支えるグループホーム[※]等、多様な在宅福祉・施設福祉の推進、高齢者の社会参加・いきがい活動や障害者の就労や活動の場の確保に努めます。民間事業者を含めサービスの選択を支える基盤整備を行うとともに、利用者本位の権利擁護・苦情解決システムを構築します。

また、ボランティア団体やNPOを含む地域福祉の多様な担い手の育成・支援や協働を推進します。

(2) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める

健康づくりは、区民一人ひとりが主体的に取り組むことはもちろん、個人の力と合わせて社会全体として支援していくことが必要です。

そうした観点から、区民及び在勤者等をも視野に入れ、健康情報の提供や生活習慣改善指導等を進め、都心の特性を踏まえた病院と診療所の連携等による地域医療体制を整備します。

また、保健・福祉のみならず、生涯スポーツ等さまざまな地域活動を視野に入れた区民の健康づくりを進めます。災害時対応も含め、都

心にふさわしい住民組織・警察・消防・医療機関・事業所等と連携した心身両面からの健康危機管理ネットワーク体制を構築します。

(3) 自己実現を目指す区民の多様な学習活動を支援する

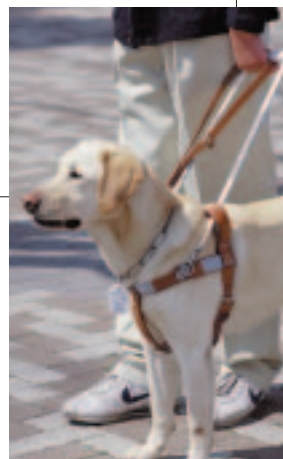
社会の成熟化に伴い、区民の学習ニーズは増大すると共に、社会経済の変化に対応するための学習が今後ますます必要となってきます。

高齢者のいきがい支援を含め、子どもから大人まですべての区民が生涯にわたりいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を生かせるような環境づくりを進めます。在勤者等を含めた区民の自主的な学習活動支援、ボランティア団体やNPOの活動支援、豊かな知識・経験を有する人材の登録、多様なセクターとの連携による学習ネットワークの構築等を区民参加・区民協働のもとに実現します。

(4) 豊かで多様な文化に包まれた都市を育む

港区は、歴史に培われた伝統的文化と時代を切り開く先端的な文化、さらには数多くの大使館や幅広い国籍にわたる多くの外国人居住等に象徴される国際文化が同居する活気と魅力にあふれた文化都市です。学校教育、生涯学習において歴史的、伝統的文化の継承がされるよう人材の活用を含めたシステムを構築します。時代の最先端を行く多様で国際的な文化情報に、子どもから大人まで区民が身近に接することができるよう交流の機会・場を提供します。外国人も地域社会の一員として多様な参画ができるよう情報提供・相談体制を整備します。

※グループホーム：痴呆性高齢者や精神障害者などを対象に、地域の住宅やアパート等で共同生活を営み、家庭的な雰囲気の中で食事の提供、介護等の生活援助を行う体制を整えた居住形態のこと



第4章 実現をめざして

(1) 基本構想に基づく諸施策の実効性を担保する

21世紀は情報の世紀です。今日ほど情報の公開が求められている時代はありません。港区は意思形成過程の段階から一層の情報公開に努めるとともに、あらゆる場面においてアカウンタビリティ（説明責任）を果たしていきます。

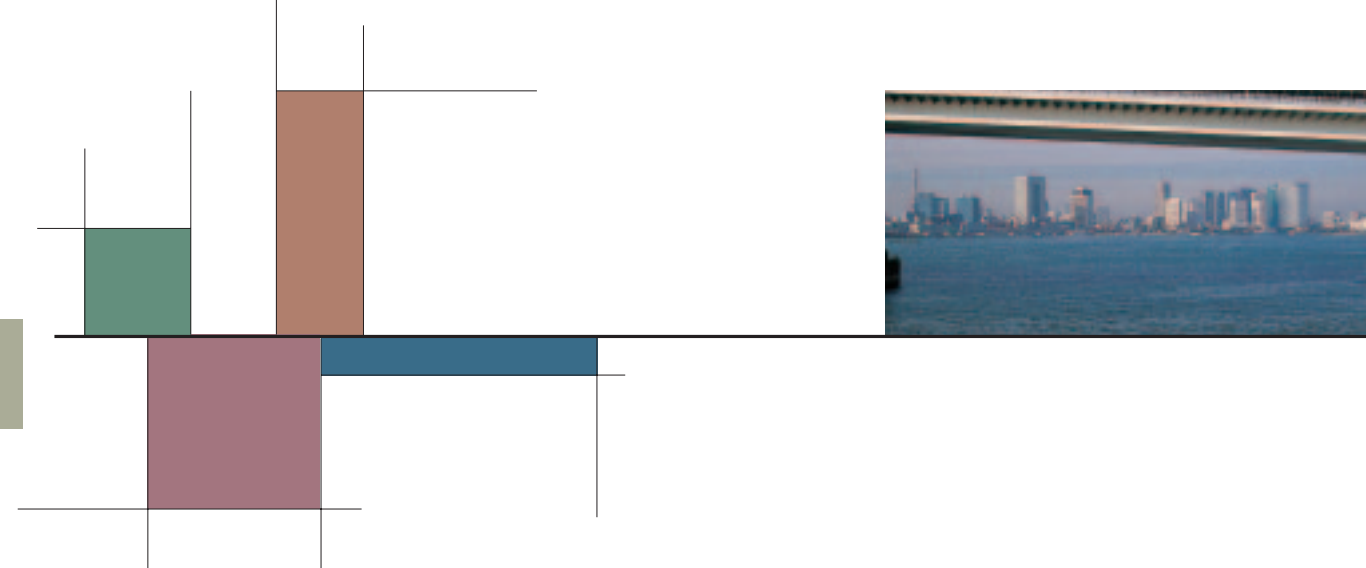
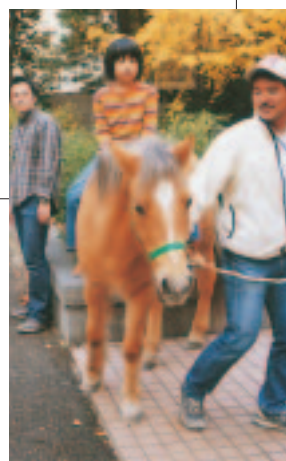
同時に成果を重視する観点から常に結果を公表し、その結果責任を明確にしていきます。全ての事業について、行政評価を行うとともに施策に対して目標と達成度を示します。

さらに行政サービスの第三者評価を導入し、基本構想が目指す将来像に対し不断の検証を行い実効性を担保します。また、基本構想を基に展開される諸施策の実効性を担保する仕組みを構築します。

(2) 多様な実施主体と協働する

多様化する区民のニーズに行政が全て対応することは適切ではなく、効率的でもありません。港区には、さまざまな知識や経験を持った区民がいます。また、多くの企業が活動しています。

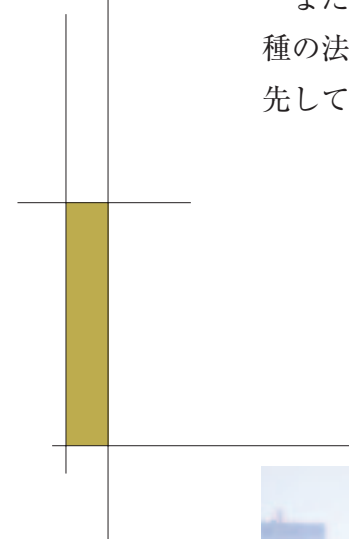
今後は、これらの貴重な人材や資源と協力しながら区政運営を進めていきます。さらには、NPO等新たな活動主体と協働・連携し、新しい社会の仕組みを創造します。



(3) 行財政改革を推進する

今後の行財政改革は、市場メカニズムの活用、顧客志向、成果・結果重視、分権化志向、電子自治体[※]など、新たな視点に立った方策が求められています。この場合、納められた税金に対し、最も価値あるサービスを提供するにはどうしたらよいか、支出に見合う価値を提供する手段は何かという視点で見直しを行います。

また、財政自主権の確立を国や東京都に要請していくとともに、各種の法制度について首都・都心区の運営に見合うものとなるよう、率先して問題を提起していきます。



[※]電子自治体：自治体の広範な業務にITを効果的に取り入れ、行政サービスの向上、わかりやすい区政の展開、事務のスリム化、それを支える情報基盤の整備を図ること。



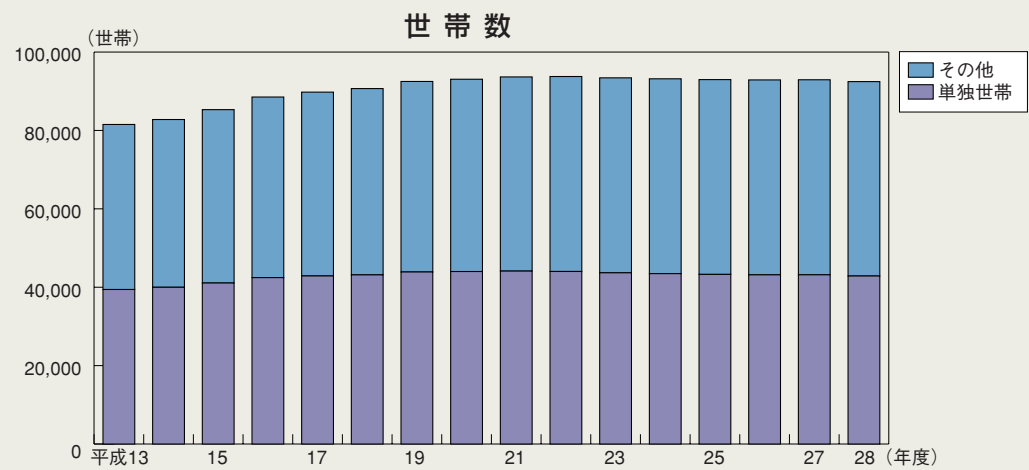
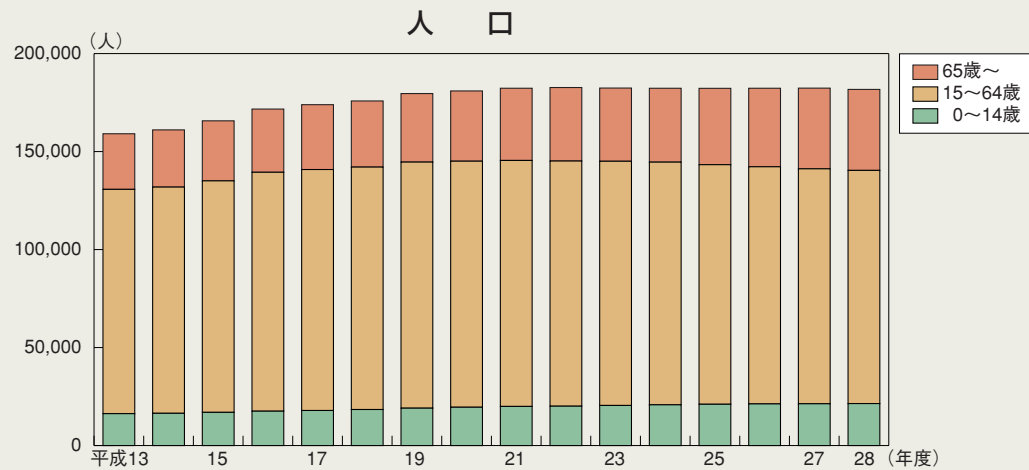
港区の人口・世帯数の将来予測

(人口)

- ・港区の人口は住宅開発により増加し、平成20年には18万人台に達し、ピークとなる平成22年では約18万3千人と推計されます。
- ・65歳以上の高齢者人口比率は増加し、平成21年には20%を超えると予測されます。

(世帯数)

- ・港区の総世帯数は住宅開発の影響を受けて増加を続け、平成20年度には約9万3千世帯になると推計されます。
- ・単独世帯が50%近くを占めますが、構成比はわずかに低下します。また、高齢夫婦のみ世帯(夫婦の一方または両方が65歳以上)と高齢単独世帯は急増することが予想されます。



区民が考える——港区の魅力、望ましい将来像

基本構想の策定にあたり、区内在住の方々を対象に区民意識調査を実施しました。区民が考える「港区の魅力」や「望ましい将来像」については、以下のような結果が得られました。

